

## 令和7年山形県教育委員会12月定例会 会議録

令和7年12月23日

14:00~14:41

### ①開 会

＜教 育 長＞

それでは、ただいまから、令和7年山形県教育委員会12月定例会を開会いたします。

＜教 育 長＞

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

＜教 育 長＞

会議録署名委員に、工藤委員と丹治委員を指名いたします。

### ③会期の決定

＜教 育 長＞

会期は、本日一日としていかがですか。

＜各 委 員＞

異議なし。

＜教 育 長＞

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

＜教 育 長＞

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果について」、学校体育保健課長より報告願います。

＜学校体育保健課長＞

「1 調査の概要」ですが、学校での体育・健康等に関する指導改善を目的に、毎年小学校5年生及び中学校2年生の男女を対象に、8種目の実技に関する調査と質問紙による運動習慣等に関する調査するものです。

本県の実施状況については、小学校、中学校、特別支援学校の一部が参加しております。

「2 結果の概要」の(1)全国平均との比較ですが、表1の体力合計点はそれぞれの種目の記録を10点満点で点数化したものです。この体力合計点において、小5男女、中2男女で2年ぶりに全国平均を上回っております。また、小5女子においては、平成20年度の調査開始以降、継続して全国平均を上回っている状況にあります。中2男子においては、全ての種目で全国平均を上回っている状況にあります。

次に(2)本県の過去の記録との比較ですが、体力合計点において全ての調査対象で昨年度を上回っております。また、中2男子は、平成20年度の調査開始以降、最も高い数値でした。

「3 本県小・中学生の状況」です。まず、小学生の総合評価ですが、報告1-2の上段のグラフになります。男子は昨年度より上位層が増加

し、下位層が減少しております。女子は上位層、下位層ともに昨年度より増加し、二極化傾向です。

朝食については、毎日食べる割合が男女ともに昨年度より増加しており、睡眠時間においても、「8時間以上」が男女ともに増加している状況にあります。この2点については良い傾向ではありますが、スクリーンタイムについては男子で「3時間以上」が増加しております。

次に、中学生についてですが、体力総合評価は男女とも上位層が増加し、下位層が減少しております。

朝食については、毎日食べる割合が男女ともに昨年度より増加し、睡眠時間については男子で増加しております。スクリーンタイムについては、小学生同様、増加傾向にあります。

「4 R 6 本県の取組み」ですが、令和7年度の体力測定は4月、5月に実施されておりますので、令和6年度の取組みが反映されているということで、「R 6 本県の取組み」として記載しております。

令和6年2月に体力向上対策会議を開催して「わかる・できる・楽しい」体育授業の実現や体育と保健の授業の関連を一層図るよう提言を行い、各学校における実践、併せて各種研修会等を通して、各学校における各学習指導要領の内容を踏まえた授業改善や各学校の課題に応じた学校の取組みを進めてきたところであります。

成果ですが、運動が好きかについては全ての対象で全国平均を上回っております。また、各学校においては、楽しい授業となるようにICTを活用した授業改善等を行うことにより、できる、わかる児童生徒の割合が増加している状況です。

次に、課題ですが、体育と保健の授業の関連を図ることを提言し、各学校で実践を進めているところではありますが、現状としてまだこの割合が低い状況です。また、小学校、中学校ともに卒業後の運動の関わり方に否定的な考えを持っている児童生徒の割合が高くなっていることが課題と捉えております。

「5 県教育委員会の今後の対応」ですが、有識者で構成する体力向上推進委員会で今回の結果について改めて分析を行ってまいります。また、体力向上対策会議において本県の課題と今後の取組みの方向性を示し、各学校の体育授業改善、「1学校1取組み」等の学校全体の取組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

＜教 育 長＞

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

＜小 関 委 員＞

体力合計点の推移を見ると、令和3年度が下がっていますが、これは新型コロナの影響という認識でよろしいでしょうか。

また、令和4年度から令和7年度までのグラフの推移が上昇傾向にありますが、子ども達の体力はコロナ禍前の水準まで戻っているという認識でよろしいのでしょうか。

＜学校体育保健課長＞

令和3年度のグラフの落ち込みは、新型コロナの影響によるもので

す。

また、男子についてはコロナ禍前の水準に回復しておりますが、女子については回復し切れていない状況です。今回ようやく上昇傾向となってきたているため、引き続き、現在の取組みを継続していかなければならないと考えております。

＜丹 治 委 員＞

最近では、クマの出没により外に出ることができなくなっている状況があり、せっかく回復傾向にある子ども達の体力がまた下がってしまうと懸念しています。子ども達の体力が再び下がってしまわないよう、外での運動を全てを禁止にするのではなく、何かしらの工夫をして、運動することが好きだと思う児童生徒が増えるようになればと感じたところです。

＜小 関 委 員＞

スクリーンタイムの考え方は、学校でのICT授業も含めた時間なのでしょうか。

＜学校体育保健課長＞

こちらは、学習とは関係のない、家庭でのスマートフォンやタブレット等の閲覧時間を計測しているものです。

＜小 関 委 員＞

このスクリーンタイムの時間が増えている傾向にあるということは、別の時間が削られていると思いますが、いかがでしょうか。

＜学校体育保健課長＞

学習時間を測定しておりませんので、そこまでの分析データは持ち合わせていないのが現状です。

＜教 育 長＞

全国学力・学習状況調査で家庭学習時間を調査しておりますが、明らかに学習時間が減っており、これが大きく関係しているものと思われます。

＜教 育 長＞

ほかになければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

＜教 育 長＞

議第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、3案件を一括して事務局より説明願います。

＜教育政策課長＞

議第1号の1及び議第1号の2について、御説明申し上げます。

本件については、県議会12月定例会に提案されました給与関係条例案について、知事から意見を求められ、緊急を要したために臨時専決処理をしたことについての承認を求めるものです。

まず、議第1号の1、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に係る概要について、議1-1-47を御覧ください。

第1のうち1と2については、初任給をはじめ若年層に重点を置きつ

つ、全ての職員の給料月額を引き上げるもので、平均で 3.19 パーセントの増となっております。また、行政職給料表 4 級等について、勤務実績に応じた昇給機会を確保するために、号給をそれぞれ 8 号給増設するものです。

3 と 4 については、期末手当の支給割合を 0.025 月、勤勉手当の支給割合を 0.025 月、合計 0.05 月分引き上げるもので、令和 7 年 12 月期分を 0.05 月分引き上げ、令和 8 年 6 月期以降の支給割合をそれぞれ 0.0125 月分引き上げるもので、

5 については、自家用車通勤の場合の通勤手当の支給限度額について、100 キロメートル以上を上限とする新たな距離区分を創設するため、1 か月当たり 5 万 3,000 円から 6 万 6,400 円に引き上げるもので、また、通勤のため駐車場代等を負担する職員に対して、1 か月あたり 5,000 円を上限に、新たに通勤手当の支給を可能とするもので、

6 については、国家公務員に準じて宿日直手当の支給限度額を引き上げるもので、

第 2 の施行期日等については、公布の日から施行しておりますが、第 1 の 2、4 及び 5 については、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、その他については、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとなっております。

次に、議第 1 号の 2、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例案の概要について、議 1-2-9 を御覧ください。

第 1 の 1 については、議員及び知事等の期末手当の支給割合について令和 7 年 12 月期分を 0.05 月分引き上げ、令和 8 年 6 月期以降を 0.025 月分引き上げるもので、

2 及び 3 については、議員や知事等の給料月額等について記載のとおり引き上げるもので、なお教育委員会の委員の報酬の日額については、2 万 6,400 円から 2 万 7,400 円に引き上げとなります。

第 2 については、教育委員会の委員の 1 月当たりの報酬の上限額を、知事等の給料月額の引上げ率に準じて引き上げるもので、

第 3 の施行期日等については、公布の日から施行しておりますが、第 1 の 2、3 及び第 2 については、令和 8 年 1 月 1 日から、第 1 の 1 ②については令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

また第 1 の 1 ①については、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとなっております。説明は以上です。

＜教職員課長＞

次に、議第 1 号の 3 で専決処理の承認をお願いする山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この専決処理が必要となりました経過及び理由は、議第 1 号の 1、議第 1 号の 2 と同様です。

議 1-3-8 を御覧ください。第 1 の条例改正の理由については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ですが、これが令和 7 年 6 月に一部改正されたこと、さらに給

特法に関連する政令等の改正がなされたことに伴い、今般の条例改正に至ったものです。

第2の主な見直し内容についてです。「1 教職調整額関係」の1点目、教育職員に対しては教職調整額が支給されております。現在、この教職調整額は給料月額の4パーセントに相当する額が支給されております。令和8年1月にはその4パーセントが5パーセントに、その後毎年1月1日に1パーセントずつ段階的に引き上げられ、令和13年1月には10パーセントとするものです。給特法ではこの教職調整額の支給割合の基準を定めており、この基準が昭和47年以来、約50年ぶりに見直しがなされました。給特法で定める支給割合の基準に従い本県でも教職調整額の支給割合を定めるものとなっております。

2点目として、教育公務員特例法第25条の規定により、児童生徒に対する指導が不適切であると認定され、その改善を図るために必要な研修である指導改善研修を受ける教育職員に対しては、教職調整額を支給しないとするものです。

次に「2 給料月額に対する加算額関係」です。教職調整額の引上げに合わせて職務の級3級、いわゆる教頭級の給料月額に対する加算額を段階的に引き上げるとともに、新たに校長の給料月額に対する加算を新設するという内容です。

一般の教育職員に対する処遇改善措置として教職調整額の引上げが行われますが、管理職相当の教頭、校長の処遇改善のため加算額の改定あるいは加算額の新設が行われるということになります。

次に、「3 義務教育等教員特別手当関係」です。1点目の義務特手当ですが、校務類型に係る業務の困難性等を考慮した加算として、普通学級の学級担任の業務を担う教育職員に対して、月額3,000円を上限とした加算額を新設するものです。

2点目、義務特手当のうち、学級担任の教育職員以外にも支給する額については、現在の支給額を概ね3分の2に引き下げするというものです。

3点目は、1点目と2点目の措置に伴い、義務特手当全体では最高支給額を現在の8,000円から8,600円に引き上げるもので

す。

最後に、「4 特殊勤務手当関係」です。1点目、学校の管理下において行う非常災害等の緊急業務のうち、児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童生徒に対する緊急の補導業務に従事した場合の手当額を現在の日額7,500円から8,000円に引き上げます。

2点目、多学年の学級、いわゆる複式学級ですが、これを担当する教育職員の特殊勤務手当を廃止するものです。

なお、施行日はいずれも令和8年1月1日となります。説明は以上となります。

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| <教 育 長> | ただいまの説明について御意見、御質問ござりますでしょうか。   |
| <教 育 長> | なければ、議第1号の1から議第1号の3までについては、いずれも |

	原案のとおり承認してよろしいですか。
<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、いずれも原案のとおり承認いたします。
<教 育 長>	次の議第2号及び議第3号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
	« 議第2号及び議第3号は秘密会にて審議 »
<u>⑥閉 会</u>	
<教 育 長>	以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。